

臨時記者会見

日時：令和5年11月30日（木）13時～
場所：伊達市役所議会棟 大会議室

伊達市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度開始

（未来政策部協働まちづくり課）

伊達市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度開始

伊達市では、性別にかかわらず、市民一人ひとりの人権や多様性が尊重され、だれもが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくり「一人ひとり自分の色で輝ける社会」を推進するため、伊達市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始します。県内では初の取組です。

(1) 制度の概要

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは、双方または一方が性的マイノリティなどの二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束して、パートナーシップの関係にあることを宣誓するものです。

また、二人に子や親などがいる場合、あわせてファミリーシップも宣誓できます。

パートナーシップを宣誓した二人を、婚姻に相当する関係と認めて証明書を発行し、また、パートナーの家族関係についても証明の対象とすることで、法的拘束力は生じないものの、様々なサービスや社会的配慮が受けやすくなる制度です。

(2) 開始時期

令和6年1月4日（木）

(3) 利用可能となる主な行政サービス

- ① 市営住宅への入居の申込みができます。
- ② だて結婚新生活支援事業補助金の対象となります。
住居費（住宅購入費、家賃等）や引越費用を補助します。
- ③ 住民票等に記載される続柄を「同居人」又は「縁故者」から選択できます。
- ④ 委任状を用意せずに各種証明書の交付ができます。
（戸籍関係除く）
- ⑤ 保護者として、次のことができます。
 - ・ 伊達市出産・子育て応援事業や保育園・幼稚園・放課後児童クラブ等の申込み
 - ・ 伊達市奨学資金貸与の申請や連帯保証人となること

問合せ

未来政策部協働まちづくり課

電話 024-575-2115